

【増額及び減額について】

第一種

- ・学部生 自宅 (2万、3万、4万5千円※) ・自宅外 (2万、3万、4万、5万1千円※) より選択
 ※最高月額 (4万5千円、5万1千円) を希望する場合は、スカラネットパーソナルから最高月額の対象者かどうか確認してください。
 ※通学形態を変更する者のみ、自宅外の実状を確認できるものの提出が必要です (賃貸契約書など)
- ・修士課程 (修士相当含む) ・専門職学位課程 5万、8万8千円より選択
- ・博士 (後期) 課程 (博士後期相当含む) 8万、12万2千円より選択

第二種

- ・学部 2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12万円より選択
- ・大学院 5、8、10、13、15万円より選択

《注意》

- 人的保証の場合、連帯保証人・保証人それぞれの署名と実印での押印、印鑑登録証明書の添付が必要です。
- 増額の場合、変更後の借入金額の記入が必要ですが、**必ず鉛筆**で記入して下さい (裏面の計算方法に必要な事項を記入し、「月額変更願」に添付のこと)。誤ってボールペンで記入し、間違えた場合は下記の通り訂正して下さい。



- 月額変更希望月の前月初めまでに月額変更願 (届) を提出すると、翌月に振込反映されます。締切期日は、ホームページにて確認して下さい。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/tuition/syogaku/nihon.htm#idoh>
 なお、希望月を当年度内とする変更願 (届) の提出期限は、当年度満期予定者においては1月初め、その他の者においては2月初めです。
- 書類受理後に不備が判明した場合、月額変更の希望月が遅れる可能性があります。
- 減額の場合、変更希望月が振込反映月より遡る減額は、すでに振込超過となっているため、振込超過分と変更後の月額とを相殺します (端数がある場合は、反映月に振込ます)。したがって精算額によっては、振込のない月が生じる場合があります。

(例) 6月初めに手続き (7月反映) をして、希望月を4月とした場合。

現在の貸与額: 8万円 → 希望変更額: 5万円 減額希望月: 4月 減額反映月: 7月

- ・ 6月までの時点で既に24万円が振込済み。
 $8万円 \times 3ヶ月 (4\sim6月) = 24万円$
- ・ 4月から減額希望のため、4月から月額5万円貸与とした場合、5ヶ月で相殺することになる。
 $24万円 \div 5万円 = 4.8 (5ヶ月で相殺)$
- ・ 振込済み24万円 - (希望変更額5万円 \times 5ヶ月 (4~8月)) = -1万円
- ・ 端数である1万円を7月に振込、8月は振込なし。9月から月額5万円振込となる。

端数1万円

振込済み24万円 (4~6月)				
4月	5月	6月		
4月	5月	6月	7月	8月
25万円				

なお、減額は年度内精算が可能な範囲に限り、減額始期を遡る場合は、裏面の計算方法に必要な事項を記入し、「月額変更願」に添付のこと。できなかった場合の不利益は自己責任となります。

- 機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更します。
- 返還誓約書を未提出の場合は、月額変更願 (届) を受理しません。
 なお、返還誓約書と月額変更願 (届) をあわせて提出することは可能です。(月額変更願 (届) については、奨学掛の受取日が提出日となります)

書類に不備があった場合に備え、提出時には必ず押印した印鑑を持参して来て下さい。(※スタンプ印不可)

該当者は、必要事項記入のうえ、「月額変更願」に添付のこと。

【増額希望者】 ～変更後の借用金額（総額）の計算方法～

※一貫制博士課程に在学する者は、修士課程相当（1,2年次）は修士課程相当分のみの借用金額を計算し、博士後期課程相当（3～5年次）は修士課程相当を含む5年分を計算して下さい。

変更前の 貸与額	年月 <input type="text"/> ~ 年月 <input type="text"/>	} <input type="text"/> ヶ月 × <input type="text"/> 円 = <input type="text"/> 円	貸与月数	貸与月額	変更前の貸与額	
	貸与始期					変更前の最終振込月
変更前の 貸与額	年月 <input type="text"/> ~ 年月 <input type="text"/>	} <input type="text"/> ヶ月 × <input type="text"/> 円 = <input type="text"/> 円	貸与月数	貸与月額	変更前の貸与額	
	貸与始期					変更前の最終振込月
						= <input type="text"/> 円
					変更前の貸与額合計 (複数の月額がある場合)	

+

変更後の 貸与額	年月 <input type="text"/> ~ 年月 <input type="text"/>	} <input type="text"/> ヶ月 × <input type="text"/> 円 = <input type="text"/> 円	貸与月数	変更後の貸与月額	変更後の貸与額
	増額始期月				

+

(第二種の増額希望者のみ) 入学時特別増額奨学金	<input type="text"/> 円
-----------------------------	------------------------

||

貸与総額	<input type="text"/> 円
------	------------------------

【減額始期遡及希望者】 ～年度内精算が可能かどうかの計算方法～

減額後の今年度内振込予定額で、差額分（振込超過分）が相殺されるかがポイント！

A：要精算額	B：(減額後)今年度内の振込予定額
月額差額 (変更前の月額-変更後の月額) 今年度4月から反映月前月までの月数	変更後の月額 反映月から今年度末(3月)までの月数
<input type="text"/> 円 × <input type="text"/> ヶ月	<input type="text"/> 円 × <input type="text"/> ヶ月
= <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円

年度内精算 OK!

※年度内精算が可能な減額始期の求め方

(例) 月額変更願 (減額8万円→3万円) を反映月10月となる日に提出した場合

- ・月額差額：5万円
- ・減額後の今年度内振込予定額：3万円×6ヶ月(10月-3月) = 18万円

今年度内振込予定額で月額差額を精算するための遡及可能月数：18万円 / 5万円 = 3.6ヶ月

→3.6ヶ月以内であれば遡及可能であるため、減額始期は反映月である10月の前3ヶ月(7月)以降となる。